

## 埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付けるとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付けるため、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する費用を補助し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、毎年度予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき県社協が行う埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下「事業」という。）とする。

### (補助対象経費)

第3条 この補助金の補助対象経費は、事業の貸付資金及び事業に係る事務費とし、補助基準額及び補助率は別表「補助基準額表」のとおりとする。

### (交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分及び事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 県社協は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 申請に当たり、規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(1) 実施要綱第17の1に定める貸付事業計画書(別添第1号様式)

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定までの標準的期間)

第7条 県は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた県社協は、知事の要求があったときは、事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、実施要綱第17の2に定める貸付事業決算書(別添第2号様式)を添えて、毎年度終了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに知事に提出しなければならない。

(確定通知)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第13条 県社協は、実施要綱第16の3に定める返還金が発生したときは、当該返

還金が発生した会計年度内に、その全額をすみやかに県に返還しなければならない。

- 2 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

(書類の整備等)

第14条 県社協は、この補助金と事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

- 2 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前項の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第15条 特別の事情により、第5条、第6条及び第11条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 本補助金を交付することにより、他の均衡を著しく失する等交付の趣旨に反する結果が生じるおそれがあると認められる場合、交付決定を行わないことがある。

附 則

この要綱は平成28年11月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年7月5日から施行し、令和3年4月1日から適用する。